

令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務仕様書

1 業務名

令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務（以下「本件業務」という。）

2 業務目的

本県では、国内外からの認知度向上と誘客促進に直結し、県内への経済波及効果が見込まれるMICE機能の強化が必要であるという認識のもと、令和5年11月に県民文化会館南側県有地（以下「当該県有地」という。）「活用の方向性」を示し、民間活力を有効活用するために事業協力者募集を実施した。

しかしながら、MICE機能の全てについて、民間事業者による主体的な整備・運営を求めたことや、建設費の高騰・人手不足など、事業環境の悪化に伴って、民間資金のみで整備・運営するリスクが増大したことを受け、昨年8月に募集を中止し、現在、民間事業者の参入可能性を高める検討を行っているところである。

本業務では、上記の経緯を踏まえ本県が実施する「活用の方向性」の改訂や、事業者公募準備等について専門的知見に基づく支援業務を実施し、当該県有地の活用推進を図ることを目的とする。

3 業務の内容

【「活用の方向性」の改訂支援】

(1) 改訂作業

県が求めるMICE機能等を明確にするために実施する「活用の方向性」の改訂作業を支援するため、以下の業務を行う。

- ・既存の県民文化会館と効果的に連携することを前提に、強化することが望ましいMICE機能の設定に関する検討支援（なお、その設定に当たっては、先行事例等を踏まえた調査・分析等に基づき、想定される効果について検討を行うこと。）
- ・上記MICE機能を実現するスキーム（整備手法・費用負担等）に関する検討支援
- ・上記のほか、改訂作業に当たって整理が必要となる事項の検討支援

(2) 関係者との調整支援

「活用の方向性」の改訂検討に当たり、MICE誘致・開催に係る関係者の意見を聴取するために実施するヒアリング等の支援を行う。

【事業者公募準備の支援】

(3) MICE機能の整備条件検討

下記(5)に掲げるサウンディング調査等を効果的に実施するため、強化が望ましいMICE機能整備に係るモデルプランを作成し、当該整備に係る条件を整理する。

(4) 公募条件整理

- ・「活用の方向性（改訂版）」で整理する官民の役割分担を踏まえ、民間事業者が満たすべき要件を整理するとともに、土地貸付料の設定条件に係る検討を行う。

- ・募集要領、要求水準、評価基準、様式集、契約書、基本協定書、定期借地権設定契約書などの公募に必要な資料の案を作成する。なお、上記に列挙した資料については例示であり、今後検討する事業スキームに応じて、県と協議の上で決定するものである。

(5) サウンディング調査

上記(4)に掲げる公募条件の整理等に当たり、事業者等に対するサウンディング調査依頼、事業概要書類作成、とりまとめ作業を行う。

(6) 有識者会議の運営補助

本業務における検討に当たり、地域経済・観光振興等の各分野の有識者から広く意見を聴取することを目的に開催を予定している有識者会議(2回程度を想定)の運営全般に係る事務局の補助を行う。

【事業推進支援全般】

- (7) その他、当該県有地の活用推進に当たり、専門的知見に基づき県に対し助言を行う。

4 業務の基本的な進め方

- (1) 受託者は業務上知り得た秘密を、当然他に漏らしてはならないものとする。
- (2) 受託者は、業務内容について委託者と十分に打合せを行い、業務を誠実に履行するものとする。
- (3) 受託者は、打ち合わせ事項その他について、後日確認が出来るよう協議内容、決定事項、立会人等の明細を記載した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施中に疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その結果を、後日疑義が生じないように記録整備しておくものとする。

5 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- 業務実施報告書(紙媒体2部、電子データ(CDまたはDVD)1枚)

6 その他

企画提案募集の提案内容の状況等により、本仕様書又は本件業務に係る資料に記載されている業務の進め方やスケジュールに変更が生じる見込みとなった場合には、委託者から受託者へ都度協議を行い、必要な対応を行うものとする。